

奈良市環境基本計画市民ワークショップ第8回分科会 会議録

<日時・場所>

分科会名	開催日時・場所	ヒアリング対象課
環境教育	6月20日(月) 10時～12時 北棟6階 第22会議室	協働推進課、地域活動推進課
自然・歴史	6月21日(火) 16時～18時 北棟4階 第18会議室	文化財課、景観課、交通政策課
生活環境	6月20日(月) 19時～21時 北棟5階 第21会議室	まち美化推進課、施設課、 産業廃棄物対策課
都市環境	6月22日(水) 10時～12時 北棟3階 第15会議室	市民安全課、公園緑地課、景観課
地球温暖化 対策	6月20日(月) 18時～21時 北棟5階 第21会議室	企画総務課、環境政策課

<プログラム>

1. はじめに
2. 具体的施策の検討
3. その他

<会議資料>

- ①【参考】具体的施策検討の進め方について(第7回～第9回分科会)
- ②【資料1】施策の進捗状況調査結果表
- ③【資料2】問題点から課題まとめ(分科会別)
- ④【資料3】市民・事業所アンケート調査結果報告書(概要)
- ⑤【資料4】市民・事業所アンケート調査結果報告書
- ⑥【資料5】市民・事業所アンケート調査票
- ⑦【参考1】平成23年度環境基本計画改定スキーム案
- ⑧【参考2】目標値設定の考え方
- ⑨第8回分科会 ふりかえりシート

※①～⑥は、第7回分科会で配布しました。

環境教育分科会

平成23年6月20日（月）10時～12時 第22会議室（北棟6階）

<出席者>

[]は当日欠席委員

委員：岡本、島、黒飛、船本、[梶野]、[南垣内]

事務局員：村井、吉留

ヒアリング対象課：協働推進課 今西課長、地域活動推進課 山本主幹

<オブザーバー>

ジャパン総研 大川

[委]・・・委員意見

1、他課ヒアリング

<協働推進課> 【提供資料】・アダプトプログラム活動参加団体

・アダプトだより（創刊号、第2号、第3号）

○アダプトプログラムについて

→市の道路、河川等の公共施設の美化を進めるとともに、その活動を通して地域コミュニティの再生を図るため、美化活動を行っていただくボランティア団体を募っている。

[委]：広報誌の発行回数・部数・費用について

→年1回発行、約800部、費用は約16,000円。団体や各課、市の施設に配布している。

[委]：ボランティア団体の募集、行政側の支援、公園での清掃について

→随時募集している。しみんだより6月号やホームページに掲載している。活動の支援については、年6回以上活動すれば、その団体が当該地域で活動をしていることを表示したサインボードを設置している。また、全団体に清掃用品として熊手、箒、ごみ袋等を支給している。公園の清掃はグリーンサポート制度があるので募集していない。

[委]：団体数の増加について

→20、21年度は報奨金制度があったので登録団体数は49団体まで増えたが、22年度から報奨金制度を廃止したところ、登録を取りやめた団体もあり、平成22年度は最終的に4団体増えたのみであった。

[委]：登録のメリットについて

→ごみの回収を市が行っている。

○NPOについて

[委]：環境教育分野への支援について

→本課では、環境教育に限定した支援等を行っていない。ボランティアやNPO団体の情報は持っているが、それぞれの担当課で団体の活動内容に即した事業が行われていると思う。

[委]：ボランティアセンター施設について

→鴻ノ池と三条本町（保健所・教育総合センター内）の2か所がある。鴻ノ池にあるボランティアセンターは平成7年から運営しており、会議室や調理室の貸し出しと、ボランティアのマッチングを行っている。主に、福祉分野がメインとなっている。一方、三条本町のボランティアインフォメーションセンターは、今年度4月から運営しており、NPO支援や紹介、マッチング、会

議室の貸し出しの他に、印刷機や紙折り機などの資料作成作業コーナーがある。

いずれのセンターを利用するにも、それぞれに団体登録が必要で、ボランティアインフォメーションセンターには、現在約 60 団体が登録している。(ボランティアセンターに登録している団体は、約 140 団体)

<地域活動推進課> 【提供資料】・自治会：自治連合会加入状況
・平成 22、23 年度自治会交付金

委：環境教育分野への支援について

→課としての環境教育への支援等を行っていない。自治連合会の美化活動は、佐保川、鼓阪で行われている。自治連合会は全体で 48 ある。

委：自治会の加入について、行政側からの話について

→未加入についてはできるだけ加入してもらうように働きかけている。部署単位での連合会への協力依頼は定例会で話をしている。

委：未加入分への対応について

→部署が個別に、また地区自治連合会未加入自治会については、地区調整員を通して依頼等するようにしている。なお、自治会自体の未加入者が増加している傾向があるので、市自治連合会では、活性化について研究し、未加入者に対しても加入するようアプローチしている。その成果もあり、一部地区自治連合会内において新たな自治会の結成や地区自治連合会に未加入の自治会が新たに加入されるなどの動きが見られる。市としても、自治会に加入していただいた方が情報の伝達という意味で効率いい面もあるほか、自治会に加入することにより地域の課題について住民同士でコミュニケーションを図ってもらいたい。

委：地域のコーディネーターとの連携について

→連合会役員がコーディネーターを知らない可能性がある。地域で決める学校予算については、連合会内で部会を設ける動きがある。

<その他委員からの意見>

- ・組織が多くて複雑
- ・自治会に入るメリットをもっとアピールする方がよい。

2、施策の検討について

各委員から出された施策の検討ワークシートについて、これまでのヒアリングを参考に話し合った。次回分科会までに、再度検討してくることになった。訂正・追加等あれば、7月8日(金)までに事務局へ。

3、その他

<環境教育基本方針について>

- ・課題が掲載されているが、その改善について何かしているのか
→実態としては特に何もしていない。
- ・実際に推進するためには推進母体が必要になると思う。

<次回分科会について>

7月11日（月）13時半～15時半 北棟5階第20会議室にて。
地域教育課、環境政策課についてヒアリングを行うことになった。

自然・歴史分科会

平成23年6月22日（火）16時～18時 第18会議室（北棟4階）

<出席者>

委員：井上^雅、岡野、中川、日月、横山、横田

事務局員：桐山、平野、石橋

ヒアリング対象課：交通政策課 堀内課長、文化財課 西崎課長、景観課 西田課長

<オブザーバー>

ジャパン総研 大川

・前回の第7分科会では農林課、河川課に来てもらい、自然に関連する施策を中心に検討した。今回の第8分科会では交通政策課、文化財課、景観課に来てもらい観光、文化の施策について検討していく。

<交通政策課との質疑応答を通じて>

・観光地への車の乗り入れと渋滞の問題

「奈良公園へのマイカーの乗り入れが特に問題になっている。」

→奈良市及び市外に駐車場を設けて、国、県、市がそれぞれで市内の観光地へはシャトルバスなどの公共交通機関を利用してもらうパーク&ライドを進めている。また駐車場案内掲示板で利用状況を告知している。

「平城遷都1300年祭では、駐車場がいっぱいで機能していなかった。パーク&ライドの政策はまだまだ不十分なところが多いのではないかな？」

「大仏前駐車場の車の入庫出庫に伴い、渋滞が発生している。」

→ニーズに合った時間を含めた運用計画を策定しながら、あらゆるメディアを用いて広報し、駐車場、公共交通機関を使ってもらうようにしたい。

・自転車の活用

「奈良市は道が悪いなど自転車が利用しにくい環境だが、どのようにすればもっと利用しやすい環境になるのかな？」

→自転車は観光地をまわる観光ルートや自転車ステーションを検討している
また自転車道の整備も並行して考えていかなければならない。

・春日奥山ドライブウェイの自然

「春日奥山ドライブウェイの存在がまわりの自然への脅威になっている。どのように考えているのかな？」

→現状を考えると今後の方向性を決め、対策していくべきだと考えている。

<文化財課、景観課との質疑応答を通じて>

・文化財と景観の保護

文化財の保護は、行政が国宝、史跡、名勝、天然記念物などに指定した指定文化財を対象にしている。指定文化財は平成23年6月現在1046件存在している。

また、文化財の保護は、文化財を後世に守る保存、文化財の魅力を知ってもらう活用の2つの観点からなる。前者はただ文化財を守ればよいが、後者は展示会、広報活動など積極性が必要になる。

文化財の保護には、指定された文化財そのものだけではなく、文化財をコアにした周りの地域（バッファゾーン）の伝統の保護も重要である。

奈良市の景観は、これまで古都保存法による「特別保存地区」や県風致地区条例による「風致地区」を定め、自然的・歴史的景観の保全に取り組んできた。

「風致地区」は、景観をそのまま保護するものではなく、それぞれの種別規制の中で、建物等建て替えは出来る地区である。

市街地には、奈良町など多くの伝統的な町家が存在しているが、構造上道路も細く、木造住宅が密集しているため、防犯上や住環境において様々な問題が存在している。

今後の奈良市での都市計画と文化の保護の関係を考えていく必要がある。

- ・災害への対応

「東北では震災で多くの文化財が被害を受けている。奈良市も観光都市として、人命、文化財ともにどう災害から守っていくのか検討する必要があるのではないだろうか。」

→奈良市もバッファゾーンである町並みをどのように震災から守っていくのか都市計画と共に考えていく必要がある。

- ・PRのあり方

「奈良市の魅力を伝えるPRは何をしていて、また何をしていきたいのか。」

→景観課では、来訪者に人気のある有名な美しい眺め・景観を広めることも大事だが、地域の人々の暮らしに調和して、暮らしの中で心を豊かにする景観創りも必要である。

「なら・まちかど景観発掘隊」制度を活用し、市民の目線での良い景観や改善すべき情報を収集し、地域から景観づくりを目指している。

→文化財課では観光客だけではなく、地域の住民の方々が文化財と快適に過ごせる生活も目的にしている。

以前、世界遺産に登録された後の観光客の増加数を調べたが、長い目で見ると一時的にしか効果は上がっていなかった。PR＝観光客増加とは結び付かず、もっと奈良市の文化的な魅力が人を奈良に引き付けているのではないだろうか。

「知り合いの都会の人々が奈良に来る理由を尋ねると、他の観光都市とは異なるゆっくりとした独特な雰囲気があるという。この雰囲気を大切にすべきではないか。」

「もっと観光都市として、おもてなしの息づく町にする必要があるのではないか。」

次回は7月11日（月）夜19時～21時

観光戦略課、商工労政課に観光、文化などについて話を伺う。

生活環境分科会

平成23年6月20日（月）19時～21時 第21会議室（北棟5階）

<出席者>

[]は当日欠席委員

委員：瀬林、栗岡、池田、井上^幹、小松、矢藤、[橋本]

事務局員：新井、杉田

ヒアリング対象課：まち美化推進課 石部課長、施設課 村田課長

産業廃棄物対策課 鈴木課長 仲西係長

<オブザーバー>

ジャパン総研 大川

はじめに出席を依頼した3課より各課の事業内容の説明があった。以下にその内容を示す。

○まち美化推進課

- ・空地の雑草等の管理（指導及び勧告）…4月～10月 まち美化推進課
11月～3月 消防局予防課
空地の適正管理については、6月議会で代執行が行えるよう条例を提出しているところである（別紙参照）。
- ・町内清掃のごみ収集
- ・不法投棄の監視、処理…防止センサーを17ヶ所設け、今年度に1ヶ所増設する予定。
- ・大型ごみの収集及び電話受付

○産業廃棄物対策課

- ・まず、廃棄物の定義及び産業廃棄物と一般廃棄物の違いについて説明があった（下表参照）。

	産業廃棄物	一般廃棄物
発生源	商売、事業活動	家庭
例	木くず、がれき	※
処理責任	排出事業者	市町村
処理方法	広域処理	区域内処理

※産業廃棄物以外のもの。事業活動に伴う廃棄物でも一般廃棄物となるものがある。例えば、レストランの残飯や生ごみ、し尿（汲み取り、仮設トイレ）など衛生的に処理しなければならないもの。

- ・産業廃棄物には20種類あるが、これとは別に特別管理産業廃棄物というものがある。これは、爆発性（廃油）、毒性（PCB）、感染性（病院から出るもの）のものである。
- ・業務としては、審査係と指導・啓発係の2係で行っており、審査係は産廃業者への許認可、指導・啓発係では産廃業者への立入検査や路上検問、不法投棄、野焼き防止のための監視パ

トロール（毎日、2名体制）を行っている。

- ・平成20年には都祁において硫酸ピッチを約1500本違法に保管していた業者に対し、行政代執行を行った。

○施設課

- ・平成18年2月からクリーンセンター建設計画策定委員会を設け、38回の委員会を経て、今年3月2日にクリーンセンター建設候補地として2ヶ所を選定し、市長に報告された。
- ・場内の道路整備等の土木の仕事も行っている。

〈まち美化推進課への質問事項〉

- ・一般廃棄物の不法投棄を発見した場合、どのような体制になっているか。
→課に連絡が入れば対応しており、原則として土地の所有者が片付けることになっているが、ごみを集めて出したら回収している。
- ・監視パトロールを行っているとのことだが、産業廃棄物対策課とパトロールする場所が重複していたり、抜けている場所はないのか。また、なぜ産業廃棄物と一般廃棄物でパトロールを分けるのか。分ける必要はあるのか。
→産廃：きちんと目的地を定めてパトロールしている。まち美化推進課と連絡はとっていない。
→新井補佐：抜けている場所はないかということに関しては、100%は無理だと思う。産業廃棄物と一般廃棄物の不法投棄現場が違うと思う。家電は家電リサイクル法に基づいて処理される一般廃棄物ですし。
- ・市の公用車が市内を走っているのをよく見かけるが、他課から不法投棄の連絡は受けるか？もっと市全体で不法投棄についての意識を高め、連絡体制を整備した方がいいと思う。他にも庁内全体で監視し、地域と連携（意識の啓発）し、罰則を強化してはとの意見もあった。また、未然防止の面で路上検問を行い摘発したことや不法投棄の多い現場で看板を立てるなど広報にも力を入れてはどうかとの意見があった。
→土木管理課や道路管理課といった一部の課からの通報はあるが、他の課からはない。
- ・監視パトロールは具体的にどのように行っているか。
→毎日夕方に2～3名で1コース回り、全4コースを日替わりでパトロールしている。センサーの場所や不法投棄されやすい場所を回っている。
- ・不法投棄はどれくらいの件数がありましたか。
→平成20年度は311件、平成21年度は367件、平成22年度は658件であり、これは通報を受け、回収しにいった件数である。
- ・この不法投棄を回収した件数は全体の何%くらいなのか。多いのか、少ないのか。
→不法投棄があれば、かなりの率で通報があると思う。
- ・他市では業者に委託し、夜間パトロールしているところがあるが、そのような計画はあるか。
→考えていない。費用対効果を考えてしまう。
- ・不法投棄対策の費用は把握しているか。
→センサー1基設置するのに20～30万円で、全部で17基ある。電気代で16万円かかる。人件費は考えていない。

- ・古本の処理に困っているが、どのように処理すればいいか。
- 自治会でやっている資源ごみに出すか古紙回収業者やドライブスルーに持っていくかになる。
- ・大型ごみは2ヶ月に1回で6点までと制限されているが、市では緑化のため苗木を配ったりしていた時期があるのに、剪定ごみをひきとってくれないのはおかしいと思う。不法投棄を助長することになるのではないか。
- 制限を設けないと同じ時期に申込みの電話が殺到し、全ての方に平等に対応できなくなってしまふ。回収能力にも限度がある。
- ・レアアース（メタル）の回収はしているのか。
- 市はしていない。
- ・有害ごみの別回収は無理か。京都では市民に電気屋さんに持っていってもらおうそうだが。
- 人数の問題で無理である。

〈産業廃棄物対策課への質問事項〉

- ・清美工場には行かないのか。
- いかない。しかし、処理計画では一般廃棄物と同時に処理できる産業廃棄物もあるので、ごみは一部清美工場で処理しているものがある。
- ・し尿は一般廃棄物であるとの話だが、し尿とは下水へいくものも含むのか。
- 下水のことを意味するものではなく、バキュームでの汲み取りのことをいっている。
- ・脱水ケーキの処理方法は？
- 市内には下水処理場が3つあり、ここから出た脱水ケーキを大安寺浄化センターで処理している。し尿についても浄化センターで再資源化している。これらは企画総務課の担当業務である。
- ・中核市になってどういう権限がおりたのか。
- 廃棄物処理計画と再生事業者登録以外の産業廃棄物業務全般について移管されている。
- ・県には廃棄物対策課産業廃棄物係という係があり、業務に不法投棄の防止とあるが、市は県から移管されたのではないか。
- 県は奈良市外の県内のものについて監視しており、市内のものについては市が行っている。原則回収は土地の管理者が行うが、道路に出されている場合道路管理者が、市道なら土木管理者が行うこととなっている。
- ・産業廃棄物処理業者に対して、優良制度はあるか。
- 市で行っている。
- ・警察のOBなどはきているのか。
- 現役の警察官にきてもらっている。
- ・硫酸ピッチなどがドラム缶に入れて放棄されている場合、pHはみているのか。
- 缶が破れていなければ、硫酸ピッチのようなきついものは入っていないので、パールであけ、pHを確認することはある。
- ・産廃業者の研修は行っているか。
- 市では行っておらず、県の産業廃棄物協会が行っており、市では研修を受けないと収集・運搬等の許可ができないことになっている。
- ・産業廃棄物の収集・運搬事業者数はどのくらいか。

→約1500件だが、法律改正により県の許可をもらえば市でも事業を行えることとなったので1500件より減っている。

・今年度4月から事業場外に保管する場合も届出が必要となったが、届出は出ているか。

→今まで申請を1件、相談を2～3件受け付けている。

・山の中にナンバープレートのない自動車が捨てられている場合、車体番号から所有者分かるのではないか。

→捨てられている場所によって土地の管理者が対応しているが、自動車リサイクル法のルートで処理される。

・7つのリサイクル法のうち、産業廃棄物対策課で関係しているのは？

→建設リサイクル法、自動車リサイクル法、食品リサイクル法の3つが関係している。

〈施設課への質問事項〉

・コストのことを考えるとプラスチックごみをリサイクルせずに一緒に燃やした方がいいのでは？

→プラスチックごみの焼却については意見の分かれるところである。新しい焼却炉では高温で燃やせるように設計すれば、プラスチックも燃やせるようになる。また、現在の炉でも灯油は点火するときだけでほとんど入れておらず、他のごみを燃焼剤としてうまく利用している。

・クリーンセンター建設にあたって、ペットボトルなどのリサイクルについてはどう考えているか。

→现阶段ではリサイクルセンターは併設する予定である。リサイクルについては、現在は分別収集し、圧縮梱包し、業者に売るという方法である。

・クリーンセンターにリサイクルセンターを併設すれば交付金（助成金）が出るという話を聞くが、奈良市ではそのような計画はないのか。

→今のところ建設場所の候補地が決まっただけで、まだ詳細は決まっていないが、ごみ焼却施設とリサイクルセンターは併設する予定。

・一番早く稼働するとしたらいつの見込みか。

→場所が決まり、地元住民の合意が今すぐ得られたとして、環境アセスメントに約3年、宅地造成に1年、施設の建設に4年で計8年かかる。

〈まち美化推進課と産業廃棄物対策課両方への質問事項〉

・不法投棄対策の費用対効果は考えているのか。未然防止の方が大切ではないか。未然防止にお金をかける方が費用対効果が良いのではないか。

→未然防止の費用の方に100倍くらいかけるとしても、これをしたからといって不法投棄を防げるのかという疑問である。

・不法投棄については「奈良市の環境」に載っていないが、他県ではホームページに載せているが、対策にあまり腰が入っていないのではないか。

・不法投棄ホットラインのようなものはないのか。

→奈良市にはなくて、県のホットラインで市内の事案を回っている。

〈その他の質問事項〉

- ・自販機に回収ボックスの設置義務を条例化できないのか。
- ・都市景観条例で自販機の設置基準はないか。

→新井補佐：ないと思う。ただ、風致地区におけるカラーリングの制限はある。奈良公園の近隣の自販機は茶色い色をしている。

- ・市では下水処理場から出る汚泥の有効利用は行っているか。

→新井補佐：市には佐保台、青山、平城、月ヶ瀬、東部山間に処理場があるが汚泥の有効利用は行っておらず、市の大半の下水を処理している県の処理場（大和郡山）では行っている。

次回の分科会では、環境政策課に来てもらうこととなった。また、新井補佐より、出席を依頼しない課についてはペーパーで回答をもらうので、質問があれば送っていただきたい旨の話があった。第9回分科会後に施策のとりまとめのための分科会を設けることを伝えた。

都市環境分科会

平成23年6月22日（水）10時～12時 第15会議室（北棟3階）

<出席者>

委員：石田、北浦、河野、三宅、上市、向出

事務局員：油谷、松本

ヒアリング対象課：市民安全課 田中課長、景観課 西田課長、公園緑地課 花木課長

<オブザーバー>

ジャパン総研 本間

【資料1】施策の進捗状況調査結果表により、各担当課から事業の説明等があった。

1. 景観課のヒアリング（西田課長）

平成14年に奈良市が中核市になり県の許認可業務の移譲を受け、平成15年に発足。9年目の課になる。主に古都奈良の景観を守るため、許認可業務（古都保存法・県風致地区条例・奈良市屋外広告物条例など）による規制誘導を行ってきている。

平成2年には景観の維持・向上を図るために自主条例の「奈良市都市景観条例」を制定し、都市景観に対する基本的な方針を示し、良好な景観創りに取り組んできたが、当初は、保全する取り組みが主体となっていた。

平成16年に「景観法」が施行され景観行政に対する方向付けや法的根拠が明確にされ、より実効性のある規制誘導を行うことが可能になり、本市においても、さらに総合的な景観づくりを進めていくための指針として「奈良市景観計画」を平成22年に策定し、それに基づいた、市民・事業者・行政の協働による良い景観の保全・育成に取り組んだ所です。

【資料1】施策の進捗状況調査結果表の説明

- ・古都保存法（全国で4府県のみ。京都市、奈良市、鎌倉市、大津市など）による歴史的風土（本市では春日山や平城宮跡、西ノ京など）の保存については21年度許認可数81件の内違反件数1件（指標に対する目標は99%）

- ・ならまちの町並み保全整備を図るため、景観形成基準（高さ規制や外観の意匠など）を守ってもらえる場合、補助金を出している。利用率としては例年40%ほど。

- ・平成22年より、これまでの「奈良市都市景観条例」を景観法に基づく「なら・まほろば景観まちづくり条例」に改正し、これまでの大規模行為の届出の規模・内容の一部変更し、新たに景観形成重点地区を指定した。

- ・ならまち48.30ha内にある1500軒の建物の内、236軒の町屋については、伝統的形式を保つ指定建造物の候補としており、平成21年度に2軒の指定を行い、累計66件となった。全体に占める割合は27%ほど。指定を受けた建物は「指定建造物」の表示を行っている。

- ・緑地環境の保全を図るために古都保存許可、風致申請により緑地率の規制を行っている。21年

度許可件数は 346 件の申請があり、緑地に関する違反件数は、地区内のパトロール強化及び違反建築物の是正指導により 0 件となっている。

・景観法、なら・まほろば景観まちづくり条例に基づき景観整備を強化している。従来の条例に新たな項目（土地面積 3,000 m²以上、高さ 3m以上など）を加える等している。中でも沿道景観や歴史的景観については重点的に景観誘導を図っている。

・道路・歩道上に置いてある違反広告物については、屋外広告物条例では取り締まれない。歩道上に違法に置かれていても、店先にある広告物はその店の管理物件とみなされ、簡易除去できないので、所有者に口頭注意をしている。

簡易除去できる違反広告物については、平成 15 年当初始めた頃の除去数は、数年間、4 万～3 万件という撤去数であったが、近年は年間の撤去数が 2,000 を切っている。現在 60 数名 16 団体に撤去してもらい、最終市で引き上げをしている。

< 質疑応答 >

○三条通～猿沢池に露店が沢山あるが、景観上、大丈夫なのか？特に第 2 次大戦以降の建物の整備や自動販売機について。

⇒ほとんど閉まっている店に対して、色の景観規制が悪いとは言えない。既得権を超えて行うことは出来ない。建て替えの時に風致地区の規制に従って行くとする事は出来る。自動販売機（や電線）については風致地区と重点地区（特に商店街）で景観に配慮した物の設置を行っている。景観配慮型を作り色彩を茶色にした。実際に設置された結果がホームページに載っている。

○景観が悪くなっている気がします…

⇒規制される側とされない側で意見が違ふ。その地域の生活に合ったものを創るという思いがないと、規制だけしても続かない。市民が自発的に景観を良くしようという思いで行わないと。

○その通りだと思う。県と市が一体となって、または市民との協働によるまちづくり（景観形成）を進めてもらいたい。

⇒景観課では平成 22 年から景観発掘隊を立ち上げ、市民との協働によるまちづくりとして、ならまちや北ならまちの、すばらしい景観を発掘する街歩きと発掘した景観の紹介をしている。また、景観サポーター登録制度も設けている。

○15 年前に景観のワースト 1 で三条通が入っていたが、現在の奈良市における景観ベスト 1 とワースト 1 は？

⇒ワースト 1 は J R 奈良駅前（三条通）、国道 24 号のバイパス。ベスト 1 は市民アンケート等の結果から奈良公園の自然と歴史的風土とシカとの共生が景観上優れていると言われている。

○ガードレールについて、現在茶色の箇所が見受けられるが景観には良いかもしれないが、安全面を考えると白い方が良いのでは？

⇒白が良いか茶色が良いかは場所による。安全性が確保されるなら、茶色が良い。風致地区は全て茶色になっている。

2. 公園緑地課のヒアリング（花木課長）

市民のいこいの場であり、被害時の避難地にも活用できる公園・緑地の整備に努めている。現在、市内には運動公園、近隣公園、街区公園など県管理を含めて 527 箇所 723 h a の公園がある。市民一人あたりの公園面積は 19.6 m²で国の基準面積を大きく上回っているが、奈良公園など県管理を除く都市公園では 200 h a で市民一人あたりの面積は 5.5 m²。

【資料 1】施策の進捗状況調査結果表の説明

- ・防災公園として西大寺近隣公園及び古市公園整備事業を進め、平成 21 年度で整備を終えた。今後は既存の公園を再整備していく方向で検討を行っている。
- ・快適で緑豊かな住みやすいまちづくりのための都市公園を整備している。具体的には鴻ノ池運動公園及び菅原整備公園の整備を進めており、鴻ノ池運動公園については平成 24 年度を現在完了予定している。菅原公園については、平成 22 年度で完了し、23 年度から供用を開始している。また、平成 15 年まで奈良市内でフラワーポットの設置を行っていたが予算の関係で廃止になった。

<質疑応答>

○大宮通を東に向いて行った先の T 字路にある三角公園の整備は市が行っているのか？

⇒市ではない。恐らく、県が行っているのではないかと。

○フラワーポットは、もう全く置いてないのか？

⇒置いていない。年 2 回の植え替えだけでも 500 万円かかる。中々厳しい。予算の削減で、どうしても無理。花の種の配布により地域の方に育ててもらったり、公園ボランティア活動を通して花を植えたりは出来るかもしれないが。

自治会等に公園の維持・管理を行ってもらい報奨金を支払う、グリーンサポート制度があり現在 86 の公園が制度登録されている。低木の剪定や清掃は行ってもらうが、大きな木は市で行う。本来、残したい木があっても現状は清掃や管理の観点から難しい。緑の基本計画で、現在緑化の整備などを計画している。

3. 市民安全課のヒアリング（田中課長）

平成 16 年防災課が発足し危機管理課から現在は市民安全課の所管になり、事務内容としては危機管理の面から「防災」生活安全の面からは「防犯・交通」さらに「災害対策本部機能」がある。

【資料 1】施策の進捗状況調査結果表の説明

・本市の地域防災計画では、避難地及び防災機能を有する一次避難地の指定を行っており、現在古市公園も新たに避難地に加わった。

地域自主防災防犯組織に対して、様々な防災防犯啓発活動や支援を行っており、現在では自主防災防犯組織の結成率は 98%である。

各地区自主防災防犯組織に対し研修視察や防災防犯に関する講演を開き地域住民の防災防犯に対する意識の高揚を図っている。

・地域防災計画に基づき避難者を14万人と想定し、財政措置の範囲内で備蓄物資の充実を図っており、備蓄場所は庁舎及び付帯設備等に数ヶ所を当てており、食糧や毛布などの備蓄を行っている。

備蓄の適正化については、市内47か所（小学校）に備蓄倉庫設置を目標としておりますが、6月の補正予算においては19か所（中学校区に1つ）の予算を確保いたしました、今後は各小学校に置くことを目標としております。

・防犯の観点からは、交通対策協議会や交通安全指導員による子どもの登下校による見守り、青色防犯パトロールによる啓発活動などを行っている、また子どもたちの交通安全教室なども開いている。

・奈良市から暴力をなくす推進に取り組みも合わせて行っている。

・3月11日の東日本大震災以降、防災への意識が高くなっており、広報としてコミュニティーFM「ならどっとFM」との連携により、防災の啓発や緊急地震速報などの情報提供を行っている。

<質疑応答>

○登美ヶ丘地区などの自主防災組織からの市民への啓発は？

⇒登美ヶ丘は自治連合会が無い。1つの自治会単位で、防災に関する取組を行っているところもある。

○東南海震災による被害について

⇒平成22年度修正分の奈良市地域防災計画では、最大14万人の避難者と考え、食糧備蓄を当初の10万食から10万5千食に変更した。

地域防災計画における被害想定は、平成22年度修正からの「第2次奈良県地震被害想定調査報告書」によると、東南海・南海地震、同時発生時における被害としては、それほど大きく見込んでおらず死亡者0人、負傷者32人程度と。ただし、東縁断層が動いた場合の被害は甚大であろう。

また、昨今のゲリラ豪雨などの対策として、東部山間地域を中心にしたハザードマップ（土砂災害情報など）を作成している。

4. 次回第9回分科会の進行について

今回は第7回、8回の各担当課からのヒアリングを参考に、施策の検討ワークシートについて議論するという事になったため、担当課への出席依頼は行わない。

次回議論する中で何処かの課との調整が必要となれば10回目もしくは別途日を設けて呼ぶ事になった。

地球温暖化対策分科会

平成23年6月20日（月）18時～21時 第21会議室（北棟5階）

<出席者>

[]は当日欠席委員

委員：北端、田川、鶴保、清水、植本、村木、[松本]

事務局員：坂崎

ヒアリング対象課：企画総務課 堀課長、環境政策課 油谷係長・柴田係長

<オブザーバー>

井上^雅、ジャパン総研 大川

<傍聴者>

1名

（前段略）

（企画総務課）

○今後、廃棄物のうち生ごみ等をエネルギーとして取り出すことはどうかと考えています。

バイオマス等の可能性は。

→現在の環境清美工場は移転する。移転後の施設については検討委員会による回答が出るのを待っている状態である。市としてこうしていきたいというものがそのまま反映できるものではない。

検討委員や審議会委員にもバイオマスを提案していただくこともありますが、検討結果が出ていないので企画総務課が策定する「一般廃棄物処理計画」においても記載を控えている状態である。

計画策定においては奈良市環境基本計画と奈良市一般廃棄物処理計画との整合性を図る必要がある。また、一般廃棄物処理計画は10年で5年ごとに見直しである。

一般廃棄物の処理としては、焼却・バイオマス等いろいろな手段がある。震災の瓦礫の処理については焼却が有効な手段でもある。

バイオマスにおけるマイナスな点においては、飲食店の残渣を使用するものから家庭に広げたときに、生ごみだけを別に回収するには、家庭にも収集にも負担が大きくなるという点も上げられている。

資源としての利用と燃焼による熱の利用について、最新の情報をもとに検討していくものであると思う。

○現在のごみ処理施設の熱利用は？

→かつては温水プールなどに利用していたが、ダイオキシン対策を行ったときに設備の都合でなくなってしまった。

(環境政策課)

○環境基本計画について

・計画としてのリーディングプロジェクト、地球温暖化対策のポイントは？また、計画策定を受けての条例化、規則化は？数値目標を設定したときの計画の扱いは？

→リーディングプロジェクトについては難しい、温暖化対策の中の再生可能エネルギーについて考えると、奈良市で有効な再生可能エネルギーの一つは太陽光だと考える。現在は家庭用ソーラーパネルを設置できる人に初期費用の軽減を行っているが、その他の人にも再生可能エネルギーを利用してもらう方法として、共同発電やインセンティブを持った省エネ活動などが考えられる。

条例については、環境基本計画を策定する根拠条例であり、そのなかに基本方向が定められている。今回の改訂においてこの基本方向を変更する必要性が生じているために条例改正の話が出てきている。

計画の策定を受けての環境基本条例や地球温暖化条例などの策定（改定）は現在のところ考えていない。

○地球温暖化の対策としては

→奈良の魅力としては、近くに緑や自然があるということ、この緑や自然を有効に活かす方法があれば。

木を使う（CO₂の固定）新しい木を育てる（CO₂の吸収）という利点はあるが、林業として成り立つか？という問題や、森林面積は多いが保安林等も多いということもある。

○モデル事業を市が行うという方法（最終的には払い下げる）もある。

交通、太陽光発電だけでなく太陽熱の利用もポイントだと思う。

→交通については、タクシーの低公害化を行っている。雨水利用についても検討している。

○CO₂の見える化について

CO₂測定器を設置する、市役所について今月の排出量をだすなど

→自動測定器は商品としてはあるが、瞬時値については変動が激しいことや濃度自体が他の大気成分に比べて薄いことなどから実際はどうだろうか

今月の排出量については、各施設の電気・ガス等の使用量を提出してもらっているが、年単位で報告している。（定期的なデータの報告をもらうのには職員への更なる意識付けが必要）

太陽光や高効率給湯器の普及についての数値的なデータが必要になってくる。

○リーディングプロジェクト、PDCAについて

→各分科会からいくつかのリーディングプロジェクトが出てくることになる。

規模、期間、費用などの違いもあり考えていけないものだと思う。

PDCAのCについても内部と外部でチェックできる組織が必要